

# 笠岡市立北木小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

・本校の児童は、落ち着いた学校生活を送っている。現時点での本校のいじめ認知件数は0である。しかし、少人数のため、固定的な人間関係の中で過ごすことがほとんどであり、友達に対する見方も変化しにくい状況である。このような状況がもととなり、いじめとなって深刻化する可能性は十分考えられる。保護者や地域との連携を密にして児童の様子を見守っている。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・本校では全ての職員が、「いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。」また「どの児童にも、どの学校にも起こり得る。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために取り組んでいく。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。

・PTA研修会等において、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。

・学校評議員会において学校基本方針を提示し、理解と協力を得る。(地域住民としての見守りや情報提供の依頼)

・インターネットや携帯電話等を使ってのいじめ問題について、PTA対象の研修会を開催し、家庭での対応について理解を得る。

・学校だより等に、いじめ問題等の相談窓口の紹介を掲載して、活用を促す。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

##### <対策委員会の役割>

- ・具体的な取組の年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・相談・通報の窓口
- ・情報の収集と記録・共有
- ・いじめ事実の確認があった場合の対応

##### <対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと)
- ・いじめ事実があった場合、緊急会議開催

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。

##### <構成メンバー>

- ・校外  
PTA会長・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等
- ・校内  
管理職・生徒指導担当・教育相談担当・該当学年担任等

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・笠岡市教育委員会
- <連携の内容>
- ・いじめ事案の報告・相談
- ・ネットパトロールによる情報を得る。
- <学校側の窓口>
- >
- ・管理職

#### <連携機関名>

- ・北木駐在所、笠岡警察署
- <連携の内容>
- ・防犯教室の実施
- ・メディアいじめ防止教室の実施
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導担当

## 学校が実施する取組

①  
い  
じ  
め  
の  
防  
止

- ①学級経営の充実
  - ・児童一人一人が認められ、お互いに思いやる雰囲気づくりに努める。
  - ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ②道徳教育の充実
  - ・道徳の授業を通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高める。
  - ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ③相談体制の整備
  - ・定期的なアンケート調査(6月・11月)やその後の教育相談を実施し、児童一人一人の理解に努めるとともに、実態を把握する。
- ④縦割り班活動の推進
  - ・縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力(コミュニケーション力)を身につけることができるようにする。
- ⑤インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
  - ・全校児童のインターネットや携帯電話の使用状況を把握し、児童の実態に合わせた情報モラル教育等を実施する。
- ⑥学校相互間の連携協力体制の整備
  - ・幼稚園や中学校との情報交換や交流学習を行う。

②  
早  
期  
発  
見

- ①日常の担任等による観察
  - ・いじめに繋がる行為を見逃さず、常に教職員間で情報共有をする。
  - ・いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をして、相談しやすい環境づくりをする。
- ②日記や連絡帳、生活ノートの活用
  - ・日記や生活ノートを活用して、担任と児童、保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
  - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ③定期的なアンケート調査(6月・11月)と教育相談の実施
  - ・アンケートは、いじめの早期発見の手がかりにする。
  - ・教育相談は全児童実施し、教職員と児童の信頼関係の構築に役立てる。
- ④家庭・地域との連携
  - ・②の取組及び懇談や家庭訪問等により、保護者と教職員との信頼関係を構築し、保護者からの情報等を入手しやすくする。
  - ・学校評議員会において協力を依頼し、地域でも児童の変化等気づいたことがあれば、学校へ知らせていただくよう体制を整える。(見守りや情報提供の依頼)
  - ・学校だよりに、いじめ問題等の相談窓口の紹介を掲載して、活用を促す。

③  
い  
じ  
め  
へ  
の  
対  
処

- ☆「いじめ対策委員会」を収集する。
- ①正確な実態把握及び市教育委員会への報告
  - ・当事者双方や周りの児童からの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
  - ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ②指導体制・方針決定
  - ・教職員全員で共通理解し、指導のねらいを明確にする。
  - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にする。
  - ・教育委員会や警察等関係機関との連携を図る。
- ③児童への指導・支援
  - ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
  - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分行う中で、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を培う。
- ④保護者との連携
  - ・直接面談し、いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
  - ・保護者の協力を求め、今後の連携方法について十分協議する。
- ⑤いじめ発生後の対応
  - ・継続的に指導・支援を行う。
  - ・カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用も含めた心のケアに当たる。
  - ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営・学級経営を行う。